

障害者控除一覧表

(所得税法施行令第10条第1項各号および第2項各号に基づく)

所得税法上の「普通障害者」と「特別障害者」とは、納税義務者、同一生計配偶者又は扶養親族の中で、その障害の内容により次に該当する方をいいます。

※介護保険法の要介護認定を受けただけでは障害者控除の対象とはなりません。

号	内 容	区 分		障害者控除を証明する書類等
		(その他の) 障害者	特別障害者	
1	精神上の障害により事由を弁識する能力を欠く常況にある者		左記の者	(医師の診断書等)
	児童相談所・知的障害者更生相談所・精神保健福祉センター・精神保健指定医により知的障害者と判定されたもの	療育手帳がB、㊸ (知的障害者)の者	療育手帳がA、㊹ (重度の知的障害者)の者	療育手帳
2	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	障害等級が2級または3級の者	障害等級が1級の者	精神障害者保健福祉手帳
3	身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者福祉手帳に身体上の障害がある者として記載されている者	障害の程度が3級以下の者	障害の程度が1級又は2級の者	身体障害者手帳
4	戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者	障害の程度が右記以外の者	障害の程度が恩給法別表の特別項症から第3項症までの者	戦傷病者手帳
5	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者		原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者	厚生労働大臣による認定書かつ被爆者手帳
6	常に就床を要し、複雑な介護を要する者		引き続き6月以上にわたり就床を要し、介護を受けなければ便等を行うことができない状態の者	(医師の診断書等)
7	精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が第1号又は第3号に掲げる者に準ずる者として市町村長の認定を受けている者	障害の程度が第1号又は第3号に準ずる者のうち、特別障害者に該当に該当しない者	障害の程度が第1号又は第3号の特別障害者に準ずる者	障害者控除対象者認定書 ※大竹市地域介護課が発行する認定書